

ひょうごため池だより



令和3年12月
第14号

- ◆ 淡路地域におけるため池保全活動
- ◆ 特定ため池の管理者のみなさまへ
- ◆ ため池の維持管理について
- ◆ ため池管理者アンケートの結果報告
- ◆ ため池改修事例の紹介 ◆ 変更届の提出について

発行 / 兵庫県農政環境部農村環境室



農業者と漁業者の協働作業によるかいぼり 奈良町池（淡路市）

淡路地域における ため池保全活動

県と市町では、ため池めぐりキャンペーンを「安全・安心」、「身近」を展開しています。ここで、淡路地域で、ため池管理者や地域住民の参画を得ながら、ため池環境保全や防災減災の活動の一環として「た

め池めぐり」の活動を紹介します。

里海連携活動

ため池に堆積した栄養塩を含む泥土を押し流す「かいぼり」を2箇所のため池で実施しました。（主催：淡路東浦ため池・里海交流保全協議会）

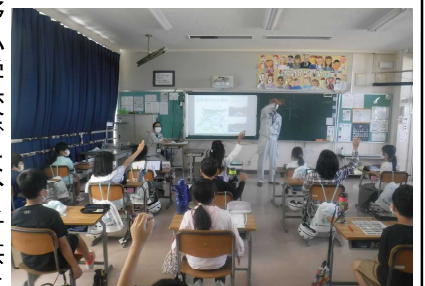
10月9日には、奈良町池（淡路市釜口）で、22、

23日には、一谷池（淡路市中持）で実施し、それぞれ農業者、漁業者、行政等が参加しました。特に、「一谷池の「かいぼり」では、県立淡路景観園芸学校や、近畿大学、愛媛大学の学生など若い世代が参加しており、将来の担い手として期待されています。

「かいぼり」を行うことで、ため池の貯水容量の確保や、適正な管理ができるようになるだけでなく、里海に栄養塩が供給されることで豊かな海の再生にも繋がります。

ため池教室

10月6日、洲本市立大



ため池教室 洲本市立大野小学校

野小学校では、子供たちがため池について学ぶため、ため池教室が行われました。まず子供たちは教室で、年間の降水量が少ない淡路島では、農業用水を貯めておく必要があることや、大雨が予想される時はため池が決壊しないよう予め水位を下けていることなどを学びました。その後、近くのため池で、取水栓を開けて水を流す様子を見学したほか、ため池に棲むカニやエビなどの生き物の観察を通じて、地域固有の生態系を守ることを、外来種を放流してはいけないことを学びました。



街頭宣伝活動（淡路市）

立大町小学校と南あわじ市立市小学校でも実施されました。

街頭宣伝活動

淡路島は瀬戸内気候で雨が少ないため、島内には約1万箇所のため池があります。多くの方々にため池の役割や大切さを知ってもらおうと、淡路市の商業施設でため池のパネル展示やリーフレットを配る街頭宣伝活動を実施しました。

県のマスコット「はばタン」も活動に加わり、農業用水の安定供給や洪水調節といった多様な機能があるため池をみんなが保全していくようPRしました。

特定ため池の管理者のみなさまへ

「ため池管理保全法」が令和元年7月に施行されてから2年が経過しました。県では、決壊すると下流の住宅や公共施設等に被害を及ぼすおそれのある防災上重要なため池を市町と調整して『特定ため池』に指定しています。

特定ため池では、ため池の保全に影響のある行為を行う際に許可や届出が必要となります。許可や届出が必要な行為の事例として、民間企業が行う太陽光発電施設の設定や開発に伴う一部埋立のほか、ため池管理者が行う洪水吐の切下げ、事前放流施設の設定、ため池廃止工事などがあります。

「特定ため池」に指定されると

- 1 堤体や水底の掘削、竹木の植栽等を行うには県の許可が必要となります**
 ため池を適正に保全するため、堤体の掘削・盛土・切土や水底の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状変更などのため池の保全に影響のある行為を行うには県（各県民局土地改良事務所・センター等）の許可が必要となります。
- 2 管理者等が防災工事を行う際は、事前に市町へ届出が必要となります**
 ため池の管理者又は所有者が防災を目的とした工事（洪水吐能力の向上や低水位管理に取り組むための施設整備工事など）を実施する場合、30日前までに各市町ため池担当部署へ工事計画の届出が必要となります。

「特定ため池」の確認方法は

「特定ため池」に指定されたため池の一覧は県のホームページで確認できます。
 （兵庫県ホームページ＞食・農林水産＞環境整備＞農地・ため池・水路＞特定ため池）
 （http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitamakei_bousaijuutentamakei.html）



QRコードを読み取ることにより確認できます。



草刈りによる「見える化」により、ほらみだしや陥没を容易に確認できる。

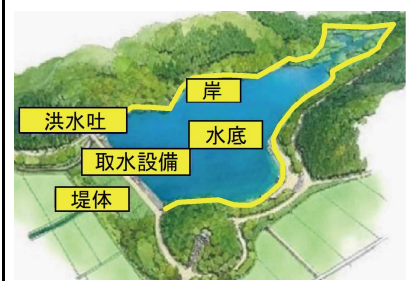
ため池の維持管理について

近年、全国的に豪雨災害が頻発化しており、ため池の決壊被害も起こっています。

災害を未然に防止するためには日常の維持管理や点検が重要です。草刈りや非かんがい期の落水により、ため池の老朽部

許可や届出が必要な範囲は堤体だけではなく、堤体高さを周囲に投影した岸（イラストの黄線部）にまで及ぶことに注意してください。

なお、許可や届出に関する個別具体のことは、最寄りの市役所・町役場又は県土地改良事務所



許可や届出が必要な範囲

（センター）にご相談ください。

落水時に気づくこと

堤体前法の浸食が進行していないか確認してください。

土砂吐ゲート付近の堆積土砂も取り除きましよう。ヘド口混じりの堆積土砂が多くなると、ゲートの操作が不能になることもあります。

多量の土砂が堆積すると、作業時に足を取られて作業効率が悪くなる場合があります。

満水時に気づくこと

ため池の漏水確認は満水時にしましょう。堤体が最も負荷を受けている満水状態で漏水がなければ安心です。

サポーターセンターによる現地パトロール
 防災上重要な「特定ため池」のうち、特に老朽化により監視が必要

ため池保全サポートセンター（SC）からの5つのお願い	
① 必ず管理者の立会いをお願いします！	SCの専門技術者が、点検時の注意点など個々のため池の状態に応じた助言をお伝えします。
② 草刈りをお願いします！	堤体の漏水やひび割れなど、決壊リスクに直結する要因を見逃さないために、草刈りと落水によるため池の『見える化』に努めてください。
③ 定期的な点検をお願いします！	ため池は時間の経過とともに老朽化していく施設であり、豪雨により急激に損傷を受けることもあります。『ため池の変状への気づき』が重要なため、漏水やひび割れなどが確認された場合は、その変化を定期的に観察してください。
④ SCから受けた助言等の情報共有をお願いします！	管理者の交替も見据えて、複数の方で情報共有するようにしてください。
⑤ お体に気をつけて、ため池管理を行ってください！	法面や高低差のあるため池の管理は重労働ですが、地域の宝であるため池を適正に管理し、地域防災や次代への継承に取り組んでください。

けではなく、ヘド口の塊が固着して土砂排出そのものが困難となります。

年毎にため池保全サポートセンターの専門技術者が、管理者立会のもと、現地パトロールを実施しています。立会い時にはできるだけ多くの情報を専門技術者にお伝えください。

引き続き、より良い現地パトロールとするため、管理者の皆様へ改めて右表の「5つのお願い」を示しますので、よろしくお願います。

ため池の管理に関するアンケート (第9回) 結果報告

このアンケートは、今後、県が進めるため池施策の参考とするため、「ひょうごため池だより」第13号（令和3年6月）とともに送付し、ため池の維持管理や、ため池水面への太陽光発電施設（ため池ソーラー）に関してご意見を伺ったものです。ため池管理者229人からご回答いただきました。ご協力ありがとうございました。

Q1、2では、堤体の草刈に関する現状の課題の大きさや乗用式機械の導入について伺いました。堤体の草刈りの継続実施については、80%の管理者が「大きな課題」または「やや課題」であると回答しています。草刈は、ため池の維持管理の中でも労力を要する作業ですが、省力化のために草刈りに乗用式の機械を導入している管理者は、

5%に留まっています。Q3、Q6では、ため池の維持管理費や管理にかかるといえる人材について伺いました。Q3では62%の管理者が10年後の管理に係る資金は十分ではないと答えています。Q4、Q5で、管理を担う方の人数や年齢を伺ったところ、全体の約3分の2が10人以下の少人数で管理しており、約3分の1が10年後には、管理者の平均年齢が80才を超えたとされています。また、Q6で、半数近くの管理者が、管理技術の継承に不安を持っていることが分かりました。今回のアンケート調査で、将来にわたるため池の適正な管理に向けて、管理の省力化の推進、管理技術の継承等が課題であることが分かりました。今後、県では管理組織

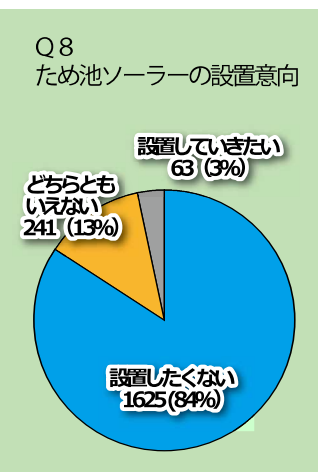
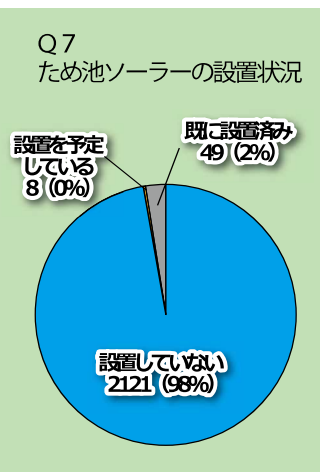
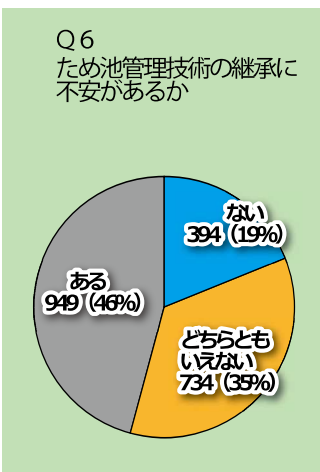
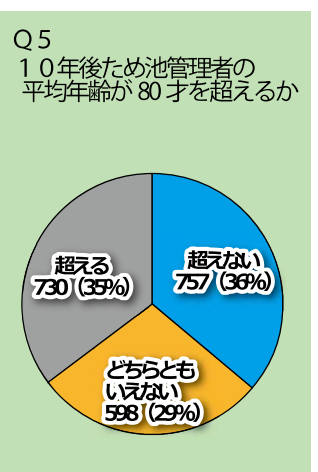
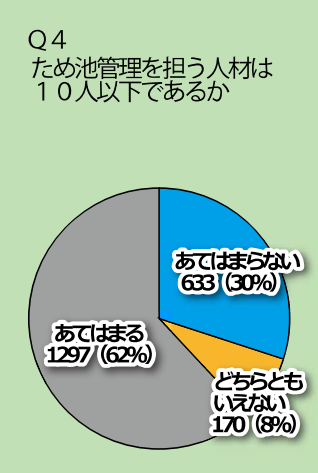
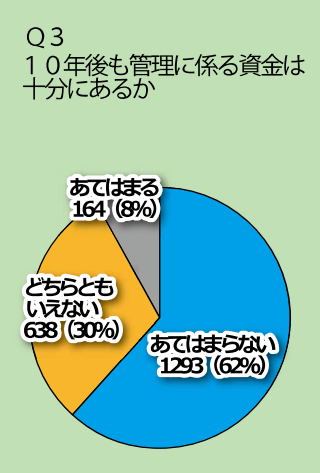
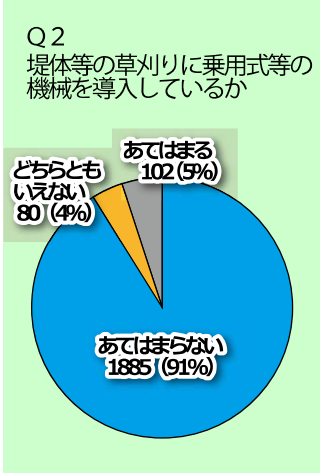
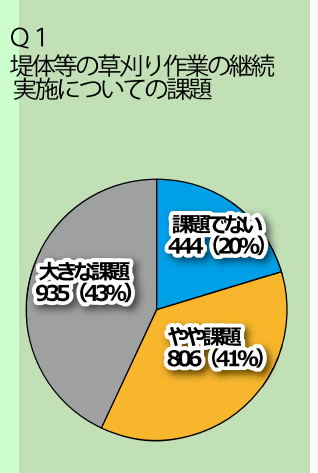
の合理化や管理の省力化に向けた取組を提案できるように検討していきたいと考えています。

また、Q7、8では、ため池ソーラーの設置の状況や意向について伺いました。

「既に設置している」または「設置を予定している」と回答した管理者は2%であり、3%が「今後設置したい」と回答しています。

ため池ソーラーは、水使用料や売電収入をため池の適正な管理に活用できる場合があることから、ため池の規模や立地条件によって採算性が見込める場合、設置にあたっては、地域住民との合意形成を図り、堤体の安全性や、周辺環境への影響に留意しながら進めましょう。

なお、すべての設問に対する結果は、「ため池保全県民運動」ホームページに掲載しています。



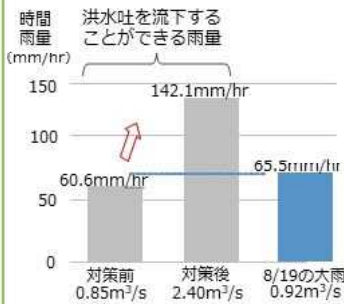
ため池防災工事実施事例の紹介 (上田原大池) うわたはら おおいけ

【地区の概要】

- 位置 兵庫県洲本市
- 工期 H28～R2
- 事業名 農村地域防災減災事業
- 総事業費 2億6,300万円
- 貯水量 4万3千m³

対策の効果【下流の被害を回避】

- 令和3年8月の大雨では時間雨量 **65.5mm**を観測
- 従前では溢水のおそれがあったが **防災工事が完了していたことで洪水が安全に流下**
- 堤体の決壊が防止され、**下流の農地や住宅への被害を回避**



ため池の防災工事を実施

○ 洪水吐きの流下能力の向上と堤体の高上げを実施



○ 洪水吐きの流下能力: 0.85m³/s

○ 洪水吐きの流下能力: 2.40m³/s

	被害総定額	影響を受ける住宅
被害総定額	8億4,000万円	128戸

兵庫県では、決壊リスクの高いため池を優先度に応じて集中的かつ計画的に整備を進めています

管理者が交代した場合などは変更届の提出が必要です

ため池管理保全法に基づき、すべての農業用ため池で、「管理者の氏名」、「所在地」、「受益面積」等の届出が必要です。

役員改選等で管理者が変更となった場合など、届出内容に変更が生じた場合は、「変更届」の提出が必要です。

ため池届出書に関することは、市役所、町役場にお問い合わせ下さい。

ため池保全県民運動展開中！！

兵庫県では「ため池の保全等に関する条例」に基づき、ため池等の適正管理と多面的機能の発揮の促進に向けた取組を県民一人ひとりがそれぞれの立場で実践していくことを「ため池保全県民運動」として展開しています。



● ため池保全県民運動ホームページ
<https://www.hyogo-tameike.com>



● フェイスブック
 「ため池保全県民運動」ページ
<https://www.facebook.com/hyogo.tameike>



● ツイッター
 「ため池保全県民運動」ページ
https://twitter.com/hyogo_tameike



ひょうごため池だより 令和3年12月 第14号

【問い合わせ】 兵庫県 農政環境部 農村環境室
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
 TEL: 078-362-3434 FAX: 078-362-9455

編集後記

いよいよ師走です。令和3年も残すところわずかになりました。寒さの厳しい季節を迎えます。寒さに負けないようにため池でジョギングでもして少し身体を鍛えたいと思っています。(後)